



2026年4月22日

各 位

会 社 名 スローガン株式会社
代表者名 代表取締役社長 仁平 理斗
(コード番号：9253 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 北川 裕憲
(TEL 03-6434-9754)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の書面決議により、2026年5月27日開催予定の第21回定時株主総会に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2026年4月7日付で公表いたしました「経営方針の策定及びミッションの再定義に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」のとおり、経営方針として、経営パラダイム（世界をどう捉えるかという前提意思・思考のレンズ）である「循環経営」の自己実践・自己体現を加速させ、再定義したミッションを自ら体現する組織へと進化するフェーズにあります。この「主観（意志）」と「客観（財務）」を統合する挑戦を実効性あるものにするため、以下の目的によりガバナンス体制を進化させます。

(1) 意思決定の迅速化と事業執行の加速

不確実かつ複雑な環境において、既存の成功体験に依存せず「人の可能性」を軸とした長期的な産業創造に挑むためには、顧客や市場の最前線における機動的な意思決定が不可欠です。本移行に伴い、重要な業務執行の決定権限を取締役へ委任できる体制とすることで、事業における「探索と作り込み」を構造的に支え、そのスピードを加速させます。

(2) 監督機能の質的進化：「付加価値創造の純度」の監査

当社において営業利益は、単なる利益の蓄積ではなく、付加価値創造の純度や自己変容の進捗を測るための「計器」です。監査等委員が取締役会において議決権を持つことで、財務数値という結果の妥当性のみならず、その背景にある価値創造プロセスが健全かつ科学的に実行されているかという「循環経営」の実践状況を、より高度な次元で監督してまいります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年5月27日
定款変更の効力発生日 2026年5月27日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人
第5条 <省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 <省略>	第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 <省略>	第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は8名以内とする。 <新設>	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は8名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会において選任する。 2 <現行どおり> 3 <現行どおり>
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> <新設>	(取締役の任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 2 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</p>	
<p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法423条第1項の監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第36条～第37条 <省略></p>	<p>第31条～第32条 <現行どおり></p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬、退職慰労金その他職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</p>	<p><削除></p>
<p>第39条 <省略></p>	<p>第33条 <現行どおり></p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第40条 <省略></p>	<p>第34条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることが</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 275 359 304"><u>第41条～第43条</u></p> <p data-bbox="432 275 523 304"><省略></p> <p data-bbox="440 371 531 400"><新設></p>	<p data-bbox="809 215 900 244"><u>できる。</u></p> <p data-bbox="809 275 979 304"><u>第36条～第38条</u></p> <p data-bbox="1050 275 1220 304"><現行どおり></p> <p data-bbox="820 340 895 369">(附則)</p> <p data-bbox="809 374 1406 555"><u>1 当社は、第21回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>